

固定資産評価証明書（登記用）の 無料交付の廃止に関するお知らせ

鶴ヶ島市とさいたま地方法務局坂戸出張所との間における電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知を開始したこと等に伴い、現在、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請において利用されているさいたま地方法務局坂戸出張所が交付する固定資産評価証明交付依頼書による固定資産評価証明書（登記用）の無料交付が令和7年11月30日をもって廃止されることとなりましたので、お知らせします。

令和7年12月1日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準（不動産の価格）につきましては、鶴ヶ島市が発行します有料の固定資産評価証明書や名寄せ帳の写しのほか、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書でも確認していただくことができます。

なお、公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変わった土地などにつきましては、鶴ヶ島市において固定資産評価証明書の取得方法等を説明しますので、鶴ヶ島市税務課資産税担当（電話049-271-1111）宛てお問い合わせください。

所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、さいたま地方法務局坂戸出張所（電話049-281-0342）宛てお問い合わせください。

令和7年10月28日

さいたま地方法務局坂戸出張所